

別 添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
<p>1. ～78. (略)</p> <p>79. 適用関係告示第24条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 平成28年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成28年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 平成28年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成28年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>80. 適用関係告示第24条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年1月27日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年1月26日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 平成30年1月27日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成30年1月26日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>81. (略)</p> <p>82. 適用関係告示第5条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) <u>平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、次に掲げるもののうち、平成30年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年4月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、</u></p>	<p>1. ～78. (略)</p> <p>79. 適用関係告示第24条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 平成28年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成28年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 平成28年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成28年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>80. 適用関係告示第24条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年1月27日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成30年1月26日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と乗降口の扉の開放防止装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 平成30年1月27日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成30年1月26日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と乗降口の扉の開放防止装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>81. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(2) 平成34年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成34年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

83. 適用関係告示第5条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された新型届出による取扱いを受けた自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成30年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

ロ 平成30年4月1日以後に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成31年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(2) 平成36年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成36年3月31日までに製作された自動車であって、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

84. 適用関係告示第5条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに製作された新型届出による取扱いを受けた自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成30年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

ロ 平成30年4月1日以後に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成35年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(2) 平成38年3月31日までに製作された輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 平成38年3月31日までに製作された自動車であつて、新規検査時においてシビアスノータイヤを装着した自動車

附 則

本改正規定は、平成27年10月8日より施行する。